

事 務 連 絡
平成19年 2 月 1 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(オーストラリア産菜種)

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、本日付けで検査命令の対象とするオーストラリア産菜種の輸出業者を下記のとおりとし、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正します。

また、輸出業者の確認に当たっては、オーストラリア政府が発行する植物防疫証明書の写真により行うこととしますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

輸出業者：GRAINCORP OPERATIONS LTD.
GLOBAL GRAIN AUSTRALIA PTY LTD.